

2005. 7

Law Office YODOYABASHI

No.4



恐竜「スー」

〒541-0041

大阪市中央区北浜4丁目1番21号

住友生命淀屋橋ビル6階

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

淀屋橋法律事務所

E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

在職60年の表彰を受けました。

私はこのたび日本弁護士連合会より、弁護士としての在職60年の表彰を受け、被表彰者を代表して挨拶をさせていただきました。

幸いにして、永年健康に恵まれて弁護士としての仕事をさせていただきましたのも、ひとえに皆様のおかげと改めて深く感謝、お礼申しあげる次第です。

私は今年91歳をむかえましたが、なお健康で碁やゴルフを楽しんでおります。今後とも何卒よろしくお願ひ申しあげます。

弁護士 山本寅之助

謝 辞

諸先輩がいられる中で、健康に恵まれ元気でいるためあいさつの機会を与えられました。まことに光栄と存じます。

只今は、日本弁護士連合会在籍70年、60年、50年と100歳の弁護士に記念品をいただき有難く被表彰者を代表して厚くお礼申上げます。

私は弁護士生活60年、さまざまな事件にめぐり合い、仕事をさせていただきました。ことに私は時代のめぐり合わせから交通事故の事件を多く取扱させていただいたことは大きな思い出となっています。

戦後60年、憲法の改正も論議され、法曹においても大規模な司法改革が行われ、法曹人口の飛躍的増大から裁判制度検察制度夫々全く新しいシステムに变ろうとしています。

しかし、私達が永年に亘り参画させていただいた法曹の役割、つまり市民の権利を守り、社会正義を求める使命に変りはないと思い、後進の先生が法曹の使命達成に努力し、社会に貢献していくだけることを念願いたします。

後進の皆様がこの大きな変革期を乗り越へ、使命を達成するには夫々の健康が土台であり、健康の維持増進に努めて貰わねばなりません。

91歳の私はこれといった運動はしていませんが、趣味としてゴルフをさせていただいていますし、また毎朝の乾布摩擦と20分乃至30分の体操を30年続けています。体操していると筋肉の動きにより今日も大丈夫だ、頑張れると自分の健康のバロメーターにしています。若い先生方に申したいことは、仕事中心であることは当然であるが、休息をとることを忘れず、自分の身体は自分で守らねばならないことを自覚することあります。

人はその人の感ずる様に老いていくとの言葉がありますが、人は誰も望まないのに老いて行くものです。

日本弁護士連合会が国民の期待に答へ、益々発展前進されること、また本日ご多忙の中、列席していただいている最高裁判所長官、法務大臣、検事総長の諸先生の御健康と御多幸を祈念し、被表彰者を代表して謝辞といたします。

平成17年5月27日

大阪弁護士会 山本寅之助

役に立つ法律情報

第3回 新しくなった破産法

平成16年6月2日に新破産法が成立し、本年(平成17年)1月1日から施行されています。そこで、新しい破産法のうち重要な部分を見てみましょう。

1、破産者の説明義務及び重要財産開示義務

(1) 説明義務

破産者本人や、法人の役員及び従業員(過去にその地位にあった人も含みます)は、破産管財人、債権者委員会または債権者集会の決議に基づく請求があった場合などは、破産に関して必要な説明をしなければならないとされています。

この説明義務は、破産者の財産の内容や所在、破産に至った経緯などに関する情報を提供させて、破産管財人の管財事務遂行の資料とし、また破産債権者が管財事務に対する監督を行うための資料を提供させるためのものです。

この説明義務に違反すると、破産犯罪(3年以下の懲役、300万円以下の罰金)となり、免責不許可事由にもなります。

(2) 重要財産開示義務

破産者は、破産手続開始の決定後遅滞なく、その所有する不動産、現金、有価証券、預貯金その他裁判所が指定する財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければなりません。

破産者がこの財産状況を記載した書面を裁判所に提出しない場合、故意に虚偽の記載をした場合には、罰則(3年以下の懲役、300万円以下の罰金)の対象となるとともに、免責不許可事由となります。

2、破産管財人の任意売却に伴う担保権消滅の制度

破産管財人の換価権限を強化するため、破産管財人が担保権付物件を任意売却する際に、担保権を消滅させることができる制度が設けられています。

旧破産法では、破産管財人が別除権の目的物を処分する場合、別除権の目的財産の受戻し(担保権の消滅)と任意売却を一括で行い、代金の一部を破産財団に組み入れるという取り扱いが行われていました。

しかし、この方法では、本来担保権を実行しても配当・弁済を受けることができない後順位担保権者の同意を得なければならず、これらの者に対して、判子代と称して、一定の金額を支払わざるをえないという状態っていました。

そこで、新破産法は、担保権の消滅制度を設けて、破産管財人が別除権の目的物を任意処分する場合、裁判所の手続によって担保権者への分配金を定めて、目的財産について存在するすべての担保権を消滅させ、任意売却による一定の残金を担保権者への弁済等にあてずに破産財団に組み入れることにより、破産債権者への配当原資とすることとしたしました。

3、法人の役員の責任追及制度

法人の事業が破綻に至る過程で、その役員の事業執行等に違法行為が見られる場合、破産管財人はその役員に対して損害賠償請求をする必要があります。

しかし、この損害賠償請求を一般的な訴訟手続で行うには時間を要し、その結果、管財事務の負担となる場合もあります。

そこで、新破産法では、民事再生法や会社更生法と同様に、法人の役員に対する損害賠償請求権の有無及びその内容について、簡易な手続によって迅速に判断するために、決定手続による損害賠償請求権の査定手続を設けると共に、破産手続開始前後において、その保全のため、対象者の財産を仮差押するなどの保全処分の制度が設けられました。

4、個人の破産の場合の自由財産の見直し

(1) 自由財産とされる範囲

破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産は、原則として破産財団に入り、破産者の手からは離れます。

しかし、すべての財産を配当の原資とするとなれば、個人の破産者は、破産手続開始の後たちまち生活ができなくなってしまいますので、新破産法では、次に掲げる財産については、破産財団に属しないものとして、破産手続開始後も破産者が自由に管理処分することができるようになりました。

① 現金 99万円

民事執行法及び民事執行法施行令により、標準的な世帯の必要生計費は月33万円とされています。この3ヶ月分に相当する99万円については、破産財団には含まれず、破産者は99万円までの現金は配当の原資にあてる必要はないこととなります。

② 差し押さえることができない財産

債務者が有する財産で、破産者の仕事に必要不可欠な財産については、配当の原資とはされません。

(2) 自由財産の拡張

債務者が上記(1)の財産を有していない場合、つまり、自宅に現金はないが、銀行預金が99万円あるような場合、現金で保管しておれば、配当の原資にする必要がなかったにもかかわらず、銀行に預金していたために、配当の原資にあてなければならないとなれば、不公平が生じてしまいます。

そこで、破産者の申立てにより又は職権で、決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時において破産者が有していた財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、原則として破産財団に属する財産であっても、破産財団に属しない財産とできるようになっています。

(次ページへつづく→)



5、非免責債権の拡張

(1) 免責とは、個人の破産者に対して、破産手続による配当によって不足する分の責任を免除することをいいます。

非免責債権とは、免責決定がなされた場合であっても、なお、免責されず、破産者がその後も債権者に対して支払う責任を負う負債のことをいいます。

従来は、免責されない債権としては、租税、破産者が悪意を以て加へたる不法行為に基づく損害賠償、雇人の給料但し一般の先取特権を有する部分、雇人の預り金及身元保証金、破産者が知りて債権者名簿に記載せざりし請求権、罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料に限定されていました。

そのため、交通事故などの過失による不法行為に基づく損害賠償債務、養育費、夫婦間の婚姻費用等も免責されることとなり、強い批判がなされていました。

(2) そこで、新破産法では、この免責されない債権の範囲を見直し、要保護性の高い債権を非免責債権としています。

具体的には、次の債権が非免責債権となります。

- ① 租税等の請求権
- ② 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- ③ 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権(②に掲げる請求権を除く)
- ④ 次に掲げる義務に係る請求権
 - イ 夫婦間の協力及び扶助の義務(民法第752条)
 - ロ 婚姻から生ずる費用の分担の義務(民法第760条)
 - ハ 子の監護に関する義務(養育費等、民法第766条等)
 - 二 扶養の義務(民法第877条～第880条)
- ⑤ 雇用関係に基づいて生じた使用者の請求権及び使用者の預り金の返還請求権(給料、退職金等)
- ⑥ 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権
- ⑦ 罰金等の請求権

6、裁判所などの免責に関する調査に対する破産者の協力義務

裁判所は、破産管財人に、免責の事由の有無又は免責許可の決定をするかどうかの判断に当たって考慮すべき事情についての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができます。

そして、破産者は、破産管財人が行う調査に協力しなければならないとされました。

具体的な調査協力義務の内容としては、裁判所が定める審尋期日への出頭、虚偽の陳述の禁止、財産状況開示への応答があります。

なお、破産者がこの調査協力義務に違反した場合には、免責不許可事由となります。



暑中お見舞い申し上げます

不順な天候が続きますが、皆様御健勝にお過ごしいただきますよう祈念します。

2005年7月

淀屋橋法律事務所

弁護士 山本 寅之助	弁護士 芝 康 司	弁護士 藤 井 黙
弁護士 山本 彼一郎	弁護士 芝 泉 薫	弁護士 藤 阿 清
弁護士 出口 みどり	弁護士 奥 田 直 之	弁護士 部 田 正
弁護士 井上 敏志	弁護士 今 井 佐和子	弁護士 安 西 俊
弁護士 山口 崇	事務局一同	弁護士 田野 航

表紙の写真について

表紙の写真は芝が上野の国立科学博物館で開催されていた恐竜博で撮りました。

人類も環境をないがしろにするところなるという警告でしょうか。